

東日本大震災における介護保険制度等の対応

【利用者への対応】

1. 被保険者証なしでの介護サービスの利用

- ・ 氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能。
- ・ 現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。

2. 保険料、利用料等の免除、猶予等

- ・ 保険者の判断により保険料の減免、支払猶予及び納期限の延長が可能（減免分について財政支援を検討中）。
- ・ 利用料の支払いを猶予（※）するとともに、保険者に対し免除を行うことについて特段の配慮を依頼（法改正事項：免除分について財政支援を検討中）。
- ・ 居住費・食費の利用者負担の支払いを猶予（※）（法改正事項：利用者負担の減免を可能にするとともに、減免分について財政支援を検討中）。

※当面5月までの予定

【事業者への対応】

- ・ 介護保険施設等において定員超過のサービス提供が可能。
 - － 入所定員を超過して要介護高齢者を受け入れた場合も、介護報酬の減額を行わない。
 - － 人員・設備・運営基準を満たせない場合でも、基準違反としない。
- ・ 避難所や旅館等避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供が可能。
 - － 居宅サービスは、自宅において提供されることが原則であるが、避難所や旅館等避難先においてもこれが可能であり、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いしている。
- ・ 利用料の徴収を猶予した事業者は、利用者負担分を含めて介護に要する費用の全額（１０割）を審査支払機関に請求。
- ・ 震災によりサービス提供記録等を消失した場合に概算による請求が可能。
- ・ 他の介護施設や避難所に要介護高齢者を搬送する際に、できる限り医療関係者による付き添いを行うこと等を依頼。
- ・ 避難所における認知症高齢者の方への特段の配慮や高齢者虐待の防止について依頼。
- ・ 避難所で生活する高齢者の「生活不活発病」を予防するためのマニュアルを作成。

【市町村等への対応】

介護職員の派遣、避難者の受入等

- ・ 被災県の避難所等における介護ニーズに対し、被災県以外から介護職員等を派遣するため、厚生労働省、被災各県、介護職員を派遣する県の連携（マッチング）の仕組みを構築し、介護職員の派遣を積極的に行っていただくよう各自治体に協力を依頼。
- ・ 被災地以外の各自治体の施設への受け入れについて、受け入れ可能人数の情報収集、被災地での受け入れ要請の集約及び両者のマッチングを、県・業界団体・厚生労働省の現地スタッフが一体となって積極的に取り組む体制を構築し、要介護者の受入を行っていただくよう各自治体に協力を依頼。
- ・ 受け入れ施設等において介護職員の不足が確認された際には、介護施設・事業所から派遣するなど、要介護高齢者の処遇に支障が生じることのないよう各都道府県に依頼

※避難所等に派遣されている介護職員等の人数は511名（4月12日時点）。

※施設受け入れ状況の実績は、約2,700人（福島原発からの避難者約1500人を含む、4月12日現在）

介護職員の派遣と要援護者の受入のイメージ

